

新築等に伴う私設の鉛製給水管(公地埋設部分)修繕依頼書

私(依頼者)の所有する鉛製給水管のうち、公地(道路等)埋設部分について下記のとおり修繕を依頼します。

記

1 添付書類

- (1) 位置図 1部
- (2) 現場のカラー写真 1部 ※鉛管が確認できるもの
- (3) 該当の給水装置工事申込書の立体図と平面図のコピー 1部ずつ

2 敷地立ち入りの許可について

本修繕の事前調査及び工事のため、静岡市上下水道局職員及び契約業者が、下記の鉛管所在地敷地内に立ち入ることを許可します。

3 注意事項の確認について

裏面の注意事項について確認し、異議ありません。

4 代理人について

更新修繕関係の調整は、下記代理人に委任します。
※代理人は、静岡市指定給水装置工事事業者です。

受付 番号	市で記入
----------	------

5 依頼者等

依頼日	令和 年 月 日
標識番号	—
鉛管所在地 (住居表示)	区
現在の用途	居住 事務所 店舗 その他()
建替え後の用途	居住 事務所 店舗 その他()
依頼者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	電話番号
代理人	住所又は所在地
	氏名又は名称
	電話番号

施工可能期限（水道工事が現場に入れるまでの期限）

令和 年 月 日頃まで

施工希望日

令和 年 月 日頃

注意事項

- 1 修繕は、当局が発注した静岡市指定給水装置工事事業者が実施します。基本的に代理人とは別の事業者が実施することになります。
- 2 本修繕では、依頼者の都合による大口径への変更は行いません。（お客様の都合による大口径への変更は、お客様の費用で実施してください。）

事例

- $\phi 13 \rightarrow \phi 20$ （ $\phi 13$ は、現在の基準では許可しないため、対応します。）
 - × $\phi 20 \rightarrow \phi 25$ （お客様の都合による大口径への変更は、対応しません。）
 - $\phi 25 \rightarrow \phi 20$ （減径は、対応します。）
- 3 本修繕を実施する前に外構工事を実施すると、新しく敷設した石材、タイル及びコンクリート等を研ることになります。このような場合、修繕をお断りすることがあります。このため、当局と綿密にスケジュールを打ち合わせてください。
 - 4 更新修繕後の民地の復旧は、仮復旧となります。
 - 5 本修繕は、公地（道路等）に埋設された配水管の分岐から既存のメーター手前までしか行いません。メーターより家屋側の鉛管は、ご自身の費用で修繕してください。

※メーターの位置が、官民境界から2m以上離れている場合、官民境界から2mまでの修繕とします。

- 6 修繕には、依頼者及び代理人とも協力してください。
- 7 本件は、契約行為ではなく、当局に修繕を依頼したに過ぎません。下記の場合、当局による修繕をお断りすることがあります。
 - (1) 修繕するにあたり支障物がある場合
 - (2) 依頼者及び代理人の協力が得られない場合
 - (3) 修繕実施時期が折り合わない場合
 - ① 実施希望日以降で1か月間の余裕をもってください。
 - ② 国道沿線の場合、実施希望日以降で2か月間の余裕をもってください。